福岡市公報

令和５年12月７日　第7011号（別冊）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

監　査　委　員

○措置報告公表（監査公表第８号）……1

○措置報告公表（監査公表第９号）……20

○措置報告公表（監査公表第10号）……22

監　査　委　員

５監査公表第８号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和５年10月20日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第１項及び第20条第１項の規定により次のとおり公表する。

令和５年12月７日

福岡市監査委員　阿　部　真之助

同　篠　原　達　也

同　水　町　博　之

同　本　野　正　紀

１　監査報告と措置の件数

５監査公表第４号（令和５年７月６日付　福岡市公報第6972号（別冊）公表）分…30件

２　講じた措置の内容

以下のとおり

（事務監査）

１　局別監査

(1)　福祉局

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
印刷消耗品費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの	指摘内容について、課内で共有し、令和５年８月に適切な事務処理に向けた課内研

印刷消耗品費等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度の借損料１件、委託料１件及び「2020年版　民生委員・児童委員手帳／地方版」に係る印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 （地域福祉課）	修を実施するとともに、定期的な支出事務の管理と併せ、債権者からの請求未了分の確認などについて、複数の職員で進行管理を行うようチェック体制を強化した。 また、履行完了後、債権者に対して請求書の速やかな提出を求めるとともに、請求書の提出がない場合は、提出を催促することを徹底するなど、再発防止に努めている。

(2)　保健医療局

監査の結果	措置の状況
(ｱ)　役務費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 役務費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和３年度「手話通訳派遣（６／２、６／４）」外１件に係る役務費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 （課長（新型コロナウイルスワクチン接種担当））	令和４年10月に作成した支払管理表をもとに複数の職員で支出管理を行うこととしており、再発防止を図っている。 さらに、指摘内容について課内で共有し、令和５年８月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施した。
(ｲ)　委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、	令和４年10月に作成した支払管理表をもとに複数の職員で支出管理を行うこととしており、再発防止を図っている。 また、支払遅延に対する遅延利息については、令和５年３月31日付で受注者に対し支払を完了している。

支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和３年度「新型コロナウイルスワクチン接種医療機関運営補助業務に係るスタッフ派遣（令和３年５月分）」に係る委託料の支出において、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。 今後、委託料の支払いにあたっては、適正な事務処理を行われたい。 （課長（新型コロナウイルスワクチン接種担当））	さらに、指摘内容について課内で共有し、令和５年８月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施した。

(3)　東区役所

監査の結果	措置の状況
(ｱ)　報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 嘱託員の報酬は、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、同施行規則及び就業要綱の規定に基づき支給しなければならず、月の一部しか勤務しなかった場合は、報酬額を減額して支給しなければならない。また、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得単位は１日又は１時間とし、１時間単位での取得は10日を上限としている。 しかしながら、令和元年度において、上限を超えて申請された１時間単位の年休を誤って承認した嘱託員１名について、上限を超えた部分は１日単位の年休となるため、年休付与日数を超えた部分は欠勤となるが、当該欠勤に係る報酬額を減額せず支給していた。 今後、報酬等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。	欠勤により減額すべき額は、過払金として令和５年２月に返納を求めた。 また、会計年度任用職員の休暇取得管理については、令和５年４月から諸承認申請書に時間年休の通算取得日数欄を設けて可視化し、支出時に再チェックするとともに、報酬等の支出事務にあたっては、令和４年12月の事務監査で指摘された後、すみやかに、関係法令等を確認の上、適正処理を行う事を、課内会議及び回覧により周知徹底し、再発防止を図っている。

（保険年金課）	
(イ)　道路占用許可に伴う占用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 長期の道路占用許可に伴う占用料は、道路法及び福岡市道路占用料徴収条例に基づき、占用の期間が１年以上で翌年度以降にわたる場合においては、次年度以降の分は、毎年度当該年度分を４月30日までに徴収しなければならない。また、占用料を納付しない者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定し督促する必要がある。 しかしながら、長期の道路占用許可に伴う令和４年度道路占用料の徴収について、徴収期日より遅れて令和４年９月22日を納期限とし調定及び納入の通知を行い、また、納期限までに納付しない者があるにもかかわらず督促していなかった。 今後、道路占用許可に伴う占用料の徴収に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。 （維持管理課）	令和４年度道路占用料を納期限までに納付しなかった者に対しては、電話による催告を実施し、令和５年４月までに全ての納入を確認した。 また、令和５年度については、道路法等に基づき、４月30日を納期限として適切に占用料の徴収事務を実施している。 令和５年度以降の道路占用料の徴収については、令和５年３月にチェックリストや年間スケジュールを作成し、業務の進行状況を課内会議で確認することにより課全体で執行管理を行うこととし、さらに、令和４年８月及び令和５年４月に公金取扱いの重要性について課内研修を実施することで、再発防止を図っている。

(4)　南区役所

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
現金収納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 収納金等現金の取扱いについては、区出納員は収納した現金をその日に払い込むことになっており、それによりがたい場合は指定金融機関等の翌営業日までに払い込まなければならない。 しかしながら、令和３年度の閲覧複写代の現金収納事務において、区出納員が収納した現金について、収納金額よりも少ない金額の払込書を作成して払込みを行い、収	現金収納事務については、払込金額の誤りが判明した後からは、複数職員での収納金額と払込書金額の整合性確認を確実に行うこととしており、さらに令和４年４月からは、確認の際に関係書類の確認箇所にチェックを入れることで、確認状況が明確になるようチェック体制を強化した。 また、同様の誤りを行わないよう、令和５年７月に課内研修を実施した。

納金額と払込書の金額との差額を23日遅れて払い込んでいるものがあった。 今後は、関係法令等に則り適正に行うよう十分注意されたい。 （納税課）	

(5)　城南区役所

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
報酬支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 嘱託員の報酬は、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、同施行規則及び就業要綱の規定に基づき支給しなければならず、月の一部しか勤務しなかった場合は、報酬額を減額して支給しなければならない。 しかしながら、令和元年度において、私傷病のため８月１日から９月29日までを勤務免除とした嘱託員１名について、勤務しなかった期間のうち無給の期間に係る報酬額を減額せず支給していた。 今後、報酬等の支出事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。 （保護課）	過払いとなっている嘱託員の報酬については、令和５年10月に返納を求めた。 また、報酬支出事務については、令和５年５月に所属職員に対し課内研修を行い、職員（会計年度任用職員を含む。）の休暇及び給与制度について周知徹底するとともに、関係法令に則った適切な事務処理を行うよう注意喚起を行うことで再発防止を図った。

（工事監査）

1　局別監査

(1)　環境局

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 道路土工及び運搬処理工の積算を適正に行うべきもの 市道蒲田1165号線　道路改良工事（その７） （契約金額１億387万3,000円）	道路土工及び運搬処理工の積算については、令和５年４月から新たにチェックシートを作成し、設計時に設計者及び精査者によるダブルチェックを行うこととし、再発防止を図っている。 また、毎年度課内研修にて行っている監査研修に本事案を追加し、課内全体に周知

本工事は新設道路を整備する道路改良工事である。 土砂運搬処理において、現場等の道路幅員に制約を受けるとして設計変更を行っていたが、積算条件区分に該当しない施工単価を適用して積算を行い、さらに、土量変化率を考慮しないまま土工量の算定を行った結果、過大な積算となっていた。 また、軟弱な地盤があり通常の土砂搬出が困難であるとして、設計変更で不整地運搬車による運搬を増工していたが、土砂の積込費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課）	することで再発防止を図っている。

(2)　農林水産局

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 運搬費の積算を適正に行うべきもの 油山牧場災害復旧工事 （契約金額2,947万7,800円） 本工事は台風により被災した施設（法面等）を復旧する災害復旧工事である。 仮設工の積算において、敷鉄板設置工を計上していたが、敷鉄板（仮設材）の運搬費等を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （政策企画課）	令和５年７月に、今回の指摘内容を課内研修で周知するとともに、土木職員増に伴う技術的なダブルチェックにより設計・積算のチェック強化を図り、また、財政局が実施する研修などを活用した職員の能力向上により再発防止に努めている。

(3)　住宅都市局

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
(ｱ)　計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの Ａ　土壌汚染対策法を遵守すべきもの	土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案については、令和５年６月に届出を行った。

南公園センターゾーンペンギン展示施設整備工事 （契約金額１億3,691万9,200円） 本工事は動物園の展示施設の新築に伴う整備工事である。 土壌汚染対策法第４条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。 しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。 （整備課）	また、令和５年４月から起工時にチェックリストを使用して土壌汚染対策法に基づく届出の必要性の有無を確認する際、事業計画の規模等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。 さらに、令和５年７月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。
B　土壌汚染対策法を遵守すべきもの 福岡市合葬墓等新築工事［総合評価］ （契約金額１億9,054万9,700円） 本工事は合葬墓及び管理事務所等を新築する工事である。 土壌汚染対策法第４条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 本工事については、合葬墓周辺の施設の新設事業とエントランス及び管理事務	土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案については、令和５年４月に届出を行った。 また、令和５年４月から起工時にチェックリストを使用して土壌汚染対策法に基づく届出の必要性の有無を確認する際、事業計画の規模等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。 さらに、令和５年７月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。

所等の整備の既存施設改修事業を、別事業と判断し届出を行っていなかったが、同一の事業として届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。 （整備課）	
C　土壌汚染対策法を遵守すべきもの 動物園アジアゾウ舎放飼場整備（その１）工事 （契約金額１億462万7,600円） 本工事は動物園の放飼場の新築に伴う整備工事である。 土壌汚染対策法第４条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。 しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。 （整備課）	土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案については、令和５年６月に届出を行った。 また、令和５年４月から起工時にチェックリストを使用して土壌汚染対策法に基づく届出の必要性の有無を確認する際、事業計画の規模等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。 さらに、令和５年７月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。
D　土壌汚染対策法を遵守すべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事［総合評価］ （契約金額４億9,993万1,300円） 本工事は動物園の展示施設を新築する	土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案については、令和５年６月に届出を行った。 また、令和５年７月に新たにチェックリストを作成し、土壌汚染対策法に基づく届

工事である。 土壌汚染対策法第４条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事については届出を行っていなかった。 しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。 （動物園）	出の必要性の有無を確認する際、事業計画の規模等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。 さらに、令和５年７月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。
E　土壌汚染対策法を遵守すべきもの 福岡市植物園立体駐車場新築工事［総合評価］ （契約金額３億4,763万8,500円） 本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。 土壌汚染対策法第４条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 福岡市動植物園再生事業では、エリアに分けて計画を行い順次再整備を進めてきたことから、エリアの工事範囲ごとに形質変更される土地の面積が届出の必要となる規模以下となると判断し、本工事	土壌汚染対策法に基づく届出を行っていなかった事案については、令和５年６月に届出を行った。 また、令和５年７月に新たにチェックリストを作成し、土壌汚染対策法に基づく届出の必要性の有無を確認する際、事業計画の規模等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。 さらに、令和５年７月に過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加したことに加え、今後は、定期的に財政局が実施する研修を受講する。

については届出を行っていなかった。 しかしながら、福岡市動植物園再生事業で行う各々の工事については、同一の事業計画で行われるものであり、届出が必要となる規模以上となるため、届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。 （植物園、動物園関連）	
㈠　設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの［重点事項］ 山王公園園路整備工事 （契約金額9,312万4,900円） 本工事は老朽化した園路の整備工事である。 アスファルト舗装工（透水性アスファルト舗装）の積算において、公園利用者が多数いることから安全確保を図るため工事の施工範囲等を制限する必要があるとして、積算条件区分の「平均幅員1.4m未満」を適用していた。 また、施工においては、公園利用者の立入り規制を行うことにより、安全に施工ができるとして、施工方法等の承諾を行い設計変更を行っていなかった。 しかしながら、実施の現場条件では「平均幅員1.4m以上」の施工が可能となるため、設計図書で明示している積算条件区分を「平均幅員1.4m未満」から「平均幅員1.4m以上」に変更する必要があった。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 （整備課）	令和５年７月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。 また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。
㈡　積算において、次のような不適切な事	令和５年７月に、課内会議において所属

例が認められたので注意を求めるもの Ａ　ユニット及びその他工事、金属製建具工事及び土工事の積算を適正に行うべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事［総合評価］ （契約金額４億9,993万1,300円） 本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。 建築工事の積算では、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用することとなっているが、ユニット及びその他工事の一部（ガラス柵）の単価の採用にあたり、諸経費を含まない金額を採用し、一方で、一部シンクの数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。 また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、金属製建具工事の一部（鋼製建具）の単価の採用にあたり、見積比較表のデータ入力を誤った結果、最低価格の見積書の金額を採用しなかったため、過大な積算となっていた。 さらに、土工事の一部（山留め）の単価の採用にあたり、見積書から見積比較表への転記を行う際の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （動物園）	職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。 また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。さらに、根拠法令等を盛り込んだマニュアルを作成し、課内で情報を共有した。
Ｂ　共通費、地業工事及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの 福岡市植物園立体駐車場新築工事［総合評価］	令和５年７月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。

（契約金額３億4,763万8,500円） 本工事は植物園の立体駐車場を新築する工事である。 共通費の算定において、舗装工事について共通費の率の適用を誤り、一方で、建設発生材処分費の一部（改良コラム残土処分費）について、共通仮設費及び現場管理費の算定対象外とすべきところ算定対象とした結果、過大な積算となっていた。 また、建築工事の積算では、見積りによる単価の採用にあたっては複数から見積書を徴取し、原則として最低価格に査定率を乗じて決定することとなっているが、地業工事の一部（改良コラム）の単価の採用にあたり、最低価格の見積書の金額を採用しなかった結果、過大な積算となっていた。 さらに、直接仮設工事の積算において、一部遣方の数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （植物園、動物園関連）	また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。さらに、根拠法令等を盛り込んだマニュアルを作成し、課内で情報を共有した。
㈾　施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 建設発生土の処分を適正に行うべきもの 南公園センターゾーンペンギン展示施設新築工事［総合評価］ （契約金額４億9,993万1,300円） 本工事は動物園の展示施設を新築する工事である。 本工事において建設発生土の処分量が500㎥以上となることから、構外指定処分とすべきところ、誤って自由処分としていた。 また、施工計画書に記載していた建設	令和５年７月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。 また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。さらに、根拠法令等を盛り込んだマニュアルを作成し、課内で情報を共有した。

発生土の搬入場所とは違う場所に搬入されており、さらに、「福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例」の許可について確認できていなかった。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。 （動物園）	
㈷　委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 測量費の積算を適正に行うべきもの 貝塚駅周辺土地区画整理事業　道路造成等詳細設計業務委託 （契約金額１億165万1,000円） 本委託は土地区画整理事業の施行地区において、測量及び道路設計等を行う業務委託である。 測量費の積算において、路線測量変化率等の適用条件区分を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （Smart EAST基盤整備課）	令和５年７月に、課内研修を実施し、所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修への参加により再発防止の徹底を図った。加えて、同月に過去の監査結果事例集を独自に作成し、同様の誤りを繰り返さないよう、課内で情報を共有した。 また、令和５年６月に作成した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。
㈸　契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの［重点事項］ 南公園センターゾーンペンギン展示施設新築電気設備工事 （契約金額6,831万3,300円） 本工事は動物園の施設の新築に伴う電気工事である。 関連工事との工程調整のため工期延長の契約変更を行っていたが、積算において共通費を算定するために用いる工期Ｔを減じていないことについて誤っていると判断し、これに係る変更を併せて行っていた。	令和５年７月に、課内会議において所属職員へ指摘事項を周知するとともに、過去の事務処理誤り等を題材とした局内研修へ参加し、再発防止を図った。 また、同月に見直した起工時のチェックリストを活用した複数職員での精査を徹底することにより、チェック体制の更なる強化を図っている。さらに、根拠法令等を盛り込んだマニュアルを作成し、課内で情報を共有した。

しかしながら、工期Ｔを減じる日数の変更は、受注者と協議をされておらず、また、工期延長にかかる金額変更の対象ではないため、当該契約変更に含めるべきではなかった。 なお、本工事では当初発注の起工時において、履行期間の開始日を「契約締結の翌日」としており、始期を公告予定日とする必要があったが、実際に工事着手日となった日付が設定されていたため、工期Ｔを減じていないことに誤りはなかった。 今後は、適正な契約変更に努められたい。 （動物園）	

(4)　港湾空港局

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (ｱ)　足場設置の積算を適正に行うべきもの 令和２年度　東浜ふ頭北－7.5m岸壁補修工事（その１）［総合評価］ （契約金額9,612万5,700円） 本工事は岸壁の付帯構造物（防舷材等）の取替を行う補修工事である。 防舷材工（撤去工・取付工）の積算における足場設置について、撤去工の施工時に必要な足場設置は計上していたが、取付工の施工時に必要な足場設置を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 また、足場については、２組製作して流用するようにしていたが、製作費の積算において数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	指摘内容については、再発防止のため、令和５年７月に、課内研修を実施し、周知徹底を図った。また、同様の誤りが起こらないよう、既存の設計及び精査時のチェックリストを改定し、チェック体制の強化を図っている。

（維持課）	
(イ)　工場管理費の積算を適正に行うべきもの アイランドシティ地区コンテナクレーン設置工事［総合評価］ （契約金額13億9,700万円） 本工事はアイランドシティ地区にコンテナクレーンを設置する工事である。 工場管理費の積算において、国の基準「港湾請負工事積算基準・第２部船舶および機械製造修理請負工事積算基準」及び福岡市港湾空港局の基準「港湾空港局建築・設備工事積算運用基準」では、工場管理費の対象額は、直接製作費、間接労務費の合計額となっている。 本工事においては、国の基準に「この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とする」との記載があることを理由に、これを適用し、工場管理費の対象額から間接労務費を除いて積算していた。 しかしながら、国の基準等には「この基準によりがたい場合」の明確な基準はないにもかかわらず、間接労務費を除いて積算していた。その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （施設課）	指摘内容については、再発防止のため、令和５年７月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。 また、国の基準等における「この基準によりがたい場合は、別途類似工事等を参考とする」という項目を適用する場合の取扱いについて、「港湾空港局建築・設備工事積算運用基準」を令和５年８月に改訂し、適切に対応を図っている。

(5)　東区役所

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 施工箇所が点在する工事の積算を適正に行うべきもの 奈多１丁目１地内外９箇所　道路照明灯	設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和５年４月にチェックリストの見直しを行い、再発防止を図った。 また、適正な設計を行うよう令和５年７月に課内研修を実施し、再度周知徹底を

建替工事 （契約金額1,195万8,100円） 本工事は道路照明灯の建替工事である。 積算において、「土木工事標準積算基準書」では「施工箇所が複数あり、施工箇所が１ｋｍ程度を超えて点在する工事」においては「通年維持工事等、当初契約において工事場所を範囲で指定する工事」などの例外を除いて、施工箇所が点在する工事の積算を適用することとなっている。 しかしながら、当該工事は、指定された施工箇所が少なくとも７ｋｍ程度離れた２つの地区で構成されており、施工箇所が点在する工事の積算を適用すべきところ、適用しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （維持管理課）	図っている。

(6)　博多区役所

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 舗装工、暗渠排水管及び表面被覆工の積算を適正に行うべきもの 美野島アンダーパス舗装補修工事 （契約金額5,796万100円） 本工事は老朽化したアンダーパスの舗装及び壁面の補修工事である。 舗装工（歩道部）の積算において、積算条件の「小型車割増あり」を適用し積算を行っていたが、「土木工事標準積算基準書」には、舗装工の積算条件に「小型車割増」がないため、同割増しを適用することは誤りであり、その結果、過大な積算となっていた。 また、暗渠排水管の積算において、排水	設計の積算については、「土木工事標準積算基準書」に基づき適正に積算することとし、判断が困難な場合は職員内で共有するとともに、歩掛の所管課に問い合わせするなど適正な積算に努めることを令和５年７月に実施した課内研修で確認し、周知徹底を図った。さらに、時間に余裕を持った積算を行い、十分な精査時間を確保するよう課内研修で周知徹底を図った。

管の材料単価は１ｍ当りで計上する必要があったが、誤って１本当りで計上した結果、過大な積算となっていた。 表面被覆工の積算において、プライマー塗布を計上する必要があったが誤って計上していなかった。 さらに、見積価格を採用していたが、有効桁数３桁の価格とすべきところを、誤って有効桁数１桁の価格を採用していた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （地域整備課）	

(7)　南区役所

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 伸縮継手補修工の積算を適正に行うべきもの 塩原橋伸縮装置補修工事 （契約金額2,223万8,700円） 本工事は経年劣化により損傷している、橋梁用伸縮装置の取替を行う補修工事である。 伸縮継手補修工の積算において、市場単価の橋梁用伸縮装置工を適用し、さらに構造物とりこわしを計上していたが、同市場単価には、はつり工から撤去、据付までの作業が含まれており、別途構造物とりこわしを計上する必要がなかった。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （維持管理課）	伸縮継手補修工の積算については、今後、同様の誤りを行わないよう、令和５年６月に課内研修を実施するとともに、令和５年７月にチェックリストの見直しを行い、周知徹底を図った。

(8)　城南区役所

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例	支給した資材を間接工事費の対象額とし

が認められたので注意を求めるもの 間接工事費の積算を適正に行うべきもの 市道大濠東油山線道路舗装工事 （契約金額4,787万2,000円） 本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装工事である。 「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。 しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。 さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （維持管理課）	ていなかったこと及び支給品運搬費の未計上については、令和５年７月に課内で事例の共有及び再発防止のための研修を実施した。 また、令和５年６月から、新たにチェックリストを作成し、工事発注の際に設計者、精査者においてダブルチェックを実施することとし、再発防止を図っている。

(9)　早良区役所

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (ｱ)　経費の算定を適正に行うべきもの 国道263号線曲渕トンネル照明灯ＬＥＤ化工事（早良区） （契約金額3,419万5,700円） 本工事はトンネル照明をＬＥＤ化する工事である。 経費計算において、「土木工事標準積算基準書」によると機器単体費については、間接工事費及び一般管理費の対象額としないこととなっており、また、機器単体費の対象となる機器とは施工現場においては加工等を必要としないものとされている。	令和５年４月に課内会議や研修にて、再発防止項目として、情報共有及び事例等を確認した。また、チェックリストに項目を追加し、工事発注の際に設計者、精査者のダブルチェックを実施しており、再発防止を図っている。 （維持管理課） 令和５年８月の課内研修にて、今回の事例や監査の指摘事例等を共有し、注意喚起を行った。 また、令和５年５月に確認チェックリストに項目を追加し、設計者、精査者においてダブルチェックを実施することで、再発防止を図っている。 （道路下水道局道路維持課）

当該工事で行った照明制御盤の改造について、盤製造メーカーが作業を担当することから、盤製作と同等であると判断し、機器単体費に該当するとしていたが、現場に設置されている照明制御盤の改造は、現場での加工等に該当することから、機器単体費とすべきではなかった。その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （維持管理課、道路下水道局道路維持課関連）	
(ｲ) 間接工事費の積算を適正に行うべきもの 市道有田1235号線道路舗装補修工事 （契約金額2,098万9,100円） 本工事は道路舗装の老朽化に伴う舗装補修工事である。 「土木工事標準積算基準書」によると、資材等を支給するときは、当該支給品費を間接工事費の対象額に加算した額を対象額とするようになっている。 しかしながら、本工事の下水道用人孔蓋調整工において、資材（鋳鉄製マンホール蓋等）を支給しているにもかかわらず、間接工事費の対象額に加算していなかった。 さらに、支給品運搬費も未計上となっていた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （維持管理課）	令和５年４月に課内会議や研修にて、再発防止項目として、情報共有及び事例等を確認した。また、チェックリストに項目を追加し、工事発注の際に設計者、精査者のダブルチェックを実施しており、再発防止を図っている。

⑽　西区役所

監査の結果	措置の状況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 敷鉄板設置・撤去の積算を適正に行うべ	指摘内容については、再発防止のため、令和５年８月に課内研修を実施し、所属職員への周知を行った。

きもの 市道福重石丸線（西２幹）歩道設置工事（その10） （契約金額8,151万8,800円） 本工事は新たに歩道を整備する歩道設置工事である。 敷鉄板設置・撤去の積算において、誤った施工単価を適用した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （土木第１課）	また、令和５年８月から設計・積算時のチェックリストに路面覆工についての項目を追加し、再発防止を図っている。

⑾　水道局

監査の結果	措置の状況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土工量の算出を適正に行うべきもの 新久山スラッジ最終処分場遮水シート設置工事［総合評価］ （契約金額２億1,594万8,700円） 本工事は最終処分場に遮水シートを設置する工事である。 建設発生土（残土）の土工量については、地山の土量とするようになっているが、土砂等運搬及び処理（処分）料の積算において、誤って土量変化率を考慮した土工量の算出を行った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （浄水施設課）	監査結果において、是正を求められた件については、令和５年６月に課内会議において所属職員へ周知徹底を行った。 また、設計書作成時に使用する設計積算チェックリストの改定を行い、令和５年８月より施行し、チェック体制を強化することで再発防止を図っている。

５監査公表第９号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和５年10月20日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第１項及び第20条第１項の規定により次のとおり公表する。

令和５年12月７日

福岡市監査委員　　阿　部　真之助

同　篠　原　達　也
同　水　町　博　之
同　本　野　正　紀

1　監査報告と措置の件数

５監査公表第５号（令和５年７月６日付　福岡市公報第6972号（別冊）公表）分

…１件

2　講じた措置の内容

以下のとおり

（出資団体監査）

（工事監査）

1　地方独立行政法人福岡市立病院機構

監　査　の　結　果	措　置　の　状　況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通仮設費及び直接仮設工事の積算を適正に行うべきもの 外壁改修その他工事 （契約金額6,715万7,640円） 本工事は病院の外壁改修等を行う工事である。 共通仮設費の算定において、「積算の手引き」では監理事務所（監督員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる（低減する）こととしているが、監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の低減を行わなかった結果、過大な積算となっていた。 また、積み上げによる共通仮設費に、交通誘導警備員を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 さらに、直接仮設工事の積算において、養生シート張りの単価で積算すべきところ、防音シート張りの単価で積算していた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （福岡市民病院総務課）	積算の適正化については、積算の手引き等関係規程に則った適切な事務処理を行うため、令和５年９月に関係職員を対象とした研修を実施するとともに、新たに作成した病院機構における改修工事関係チェックシートを共有した。 また、今後は、定期的に財政局が実施する研修へ参加し、技術の向上に努め、再発防止を図っていく。

５監査公表第10号

令和５年10月２日に福岡市長から行政監査の結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解について通知を受けたので、次のとおり公表する。

令和５年12月７日

福岡市監査委員　阿　部　真之助
同　篠　原　達　也
同　水　町　博　之
同　本　野　正　紀

１　監査報告と監査の結果に関する報告に添えて提出する意見の件数
５監査公表第３号（令和５年４月27日付　福岡市公報第6953号（別冊）公表）分
（本市施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて）　…４件

２　市の見解の内容
以下のとおり

（行政監査）

（監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）

１　施設管理者の整備基準の知識の向上

監　査　の　結　果	市　の　見　解
施設の新築または改修（増築、改築、大規模修繕・模様替等）に際しては、整備基準に適合させなければならず、事前に施設管理部局は建築に関する指導部局との協議を行うことと条例で定められている。 また、既存施設を管理する者は整備基準に適合させるよう努めなければならないとされている。 そのうち、事前協議が必要ない修繕・模様替などの場合は、施設管理部局が整備基準に適合させることについて、自ら確認を行う必要があるが、整備基準に対する知識不足の結果、例えば福祉型便房の便器の横の手すりを可動式とする必要があったものを固定式としていたなど、不適切な設備となっている施設があった。 令和２年５月に改正されたバリアフリー法では、高齢者障害者等用施設等はこれら	令和５年５月に、各所属に対して、条例等の周知啓発を図り、施設の適正な管理の徹底や、福祉型便房の表示方法など、行政監査において指摘が多い事例への対応を求めるための通知を行った。 また、同通知において、バリアフリーに関する施設管理チェックリストの活用等により、施設の各設備の本来の機能を維持するため、日頃からの適切な点検・管理を求めている。 取組事例の情報共有については、令和６年度にかけて「福岡市施設整備マニュアル」の改定作業を進めながら、対応を検討する。

のものの円滑な利用が確保されるための配慮が必要であるとされている。

具体的には、福祉型便房について、「多機能」「多目的」等の誰でも使用できるような名称ではなく、真に必要な方が円滑に利用できるよう「高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）の表示は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行う」とされており、本市においても既に施設管理者宛に周知文書で通知している。

今回の監査において、調査票調査によると、ほぼすべての施設に福祉型便房を備えているが、そのうち実地調査を行った50施設では、真に必要な方が優先的に使用する設備であることを表示している施設はわずかであった。

便房入口に適正利用に関する表示を設置することで対応が可能であり、早急に行われるよう、各施設管理者へ対し、再度、周知の徹底を図られたい。

また、施設管理者が適切に施設を管理する上で必要となる、バリアフリーに関する知識を一層深め、施設利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、条例、規則、施設整備マニュアルの周知についても徹底されたい。

なお、履き物の履き替えが容易にできるようにいすや手すりを設置したり、館内図や施設案内を大きな文字やピクトグラムで表示することや、福祉型便房や一般便所の扉全体を認識しやすい色等で表示することなど、ユニバーサルデザインの視点に立った取組み事例に関しては、他の施設でも取り入れられ、そのような施設が増えるよ

う、情報共有を図られたい。 （福祉局地域福祉課）	

2　施設利用者の視点に立った施設管理の意識の向上

監査の結果	市の見解
施設管理上の問題点としては、実地調査において、通路の中央に長いすを置いているため、車いすが通行するための通路幅が確保されていないものや、誘導用ブロック等の上や手すりの前に物を置いて通行に支障となっている事例、新型コロナウイルス感染症対策として、建物出入口の入口・出口を分けて、誘導用ブロック等が設置されている方を出口専用としているため、視覚障がい者等が外部から入館する場合に出口専用に向かい、施設から出てくる人と接触する危険がある状態となっている事例が判明するなど不適切な状態となっている施設が存在した。 バリアフリーに関する設備の役割等を充分理解し、利用者が安全に利用できるよう施設管理の意識の向上に努められたい。 （福祉局地域福祉課）	施設管理者の意識の向上については、令和５年５月に、各所属に対して、「バリアフリーのまちづくり」及び「ユニバーサル都市・福岡」などのユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する研修の受講を徹底するよう、通知をしており、研修等を通じて意識向上を図っていく。 なお、同通知で、施設管理上の不適切な状態への早急な対応を求めている。 また、指定管理施設については、令和５年５月に、施設所管課に対して、施設所管課によるモニタリングにおいて実施する定期実地調査等の機会を捉えて点検を行い、改善が必要な場合は指定管理者へ適切に助言・指導するよう、通知を行った。

3　バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する知識等の向上

監査の結果	市の見解
施設管理者に対し、研修の実施状況を調査票で調査するとともに、施設利用者と接する機会が多い区役所等の窓口従事職員を対象に、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する知識等についてのアンケートを行った。 アンケート調査は任意回答とはいえ、回答率は半数程度にとどまっている。 また、回答があった中で理解度に関する調査では、障がいのある方への配慮マニュアルについてや、「ユニバーサル都市・福	令和５年５月に、各所属あてに、「ユニバーサル都市・福岡」職員行動指針、「障がいのある方への配慮マニュアル」に関する全職員研修の受講などを徹底するよう通知を行った。 また、「ユニバーサル都市・福岡」については、全職員向けeラーニング研修において、バリアフリーとユニバーサルデザインの違いや職員行動指針の紹介をするなどの内容充実を図るとともに、職場研修における周知徹底を行っている。

岡」職員行動指針の質問に対し、「理解している」または「一部理解している」との回答が合わせても半数以下にとどまっており、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する研修を受講した職員の割合も低い。 調査票調査の回答を見ても、バリアフリー等に関する研修の実施状況も低調である。 福祉局においては、「ユニバーサル都市・福岡」の実現を目指し、ユニバーサルデザインの普及啓発に取り組んでいる総務企画局と連携しながら、現在実施している研修等を充実させるとともに、様々な立場の人の困難や支援に対するニーズを理解し、市職員が行政サービス全体を「みんながやさしい、みんなにやさしい」ものにしていく上で理解しておくべき重要なバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する職員一人ひとりの知識や意識の更なる向上に取り組まれたい。 また、施設管理者に対しても、周知・助言・指導を積極的に行われたい。 （福祉局地域福祉課）	なお、令和５年６月に実施した研修では、受講率が向上した。 さらに、技術職員を対象としていた「バリアフリーのまちづくり」について、令和５年度からは、受講対象者を施設管理職員にも拡大するなど、研修等を通じた職員の知識の定着と意識の向上に取り組む。 なお、指定管理施設については、令和５年５月に、施設所管課に対して、「ユニバーサル都市・福岡」職員行動指針、「障がいのある方への配慮マニュアル」を指定管理者にも共有し、指定管理者の知識や意識の向上に取り組むよう、通知を行っている。

４　ホームページにおける情報提供

監査の結果	市の見解
今回、調査票調査を実施した施設のうち、ホームページ上でバリアフリーに対応した設備に関する情報を掲載している割合は67％であり、誰でも使用しやすいウェブアクセシビリティに対応しているのは、59％にとどまっている。 また、福岡市バリアフリーマップについては、すべての施設を掲載すべきであるが、71％にとどまっている。 施設管理者に対し、各施設が開設しているホームページにバリアフリーに関する情報の掲載を進めるよう求めるとともに、福	令和５年５月に各所属に対して通知を行い、ホームページ上でバリアフリーに対応した設備に関する情報を掲載していない施設に関しては、積極的にバリアフリー情報を掲載するよう求め、また、福岡市バリアフリーマップに掲載していない市有施設に関しては、利用状況や特性等により掲載をするよう周知を図った。 施設の掲載状況については、引き続き確認していく。 ウェブアクセシビリティへの対応については、本市ホームページにて公開している

岡市バリアフリーマップに未掲載の施設については掲載を促すことが望まれる。 なお、福祉局においては、令和４年度中に、福岡市バリアフリーマップの掲載内容の充実に向けて、掲載中施設の設備の実態調査・追加掲載等を実施するとともに、内容を改訂し市内全戸へ配布予定の広報誌「心のバリアフリー」に掲載することで、施設利用者への周知を図ることとしている。 令和５年度以降についても、施設の現状とホームページの情報に違いのないよう継続的に情報の更新を行う方策を検討・実施するとともに、利用者への周知に取り組まれたい。 さらに新規に掲載する施設の増加に努められたい。 （福祉局地域福祉課）	施設においては、令和５年８月時点で、すでに対応済みである。 施設管理者が独自に作成しているホームページに対しては、令和５年５月に関係課へ通知を行い、ウェブアクセシビリティの計画的な改善・維持に取り組むよう周知を図っている。 なお、「福岡市バリアフリーマップ」に掲載された情報については、令和４年度中に各施設管理者において更新作業が完了している。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています